

## 藍鼎元『女學』の研究〔11〕

下見 隆雄

### ◎資料研究

本稿では、婦徳中篇（『女學』卷二）「守節之徳」第七十一章、第八章のうち、七十六章までを掲載する。なお、本稿以後は、主として『女學』の女性論や女性観を中心に点検する。従つて、藍鼎元の女性論にあたる部分は、原文や書き下し解説を掲げるが、女性伝記部分は、伝記の概略を紹介するに止め、資料研究を詳細にする。原文は旧字体、解説や書き下し文は新字体とする。

（原文）易曰、恒其徳貞、婦人吉、象曰、婦人貞吉、従一而終也、〔節〕  
禮曰、壹與之齊、終身不改、故夫死不嫁、〔節〕

王蠋曰、忠臣不事二君、烈女不更二夫、〔蠋音蜀、〕

易に曰わく、其の徳を恒にして貞し、婦人は吉なりと。象に曰く、婦人は貞にして吉なりとは、一に従いて而して終わればなりと。（1）

礼に曰わく、壹たび之れと与に齊すれば、身を終うるまで改めず。故に夫死すれば嫁せずと。（2）

王蠋曰わく、忠臣は二君に事えず、烈女は二夫を更めずと。（3）  
〔蠋は音蜀、〕

（1）『易経』恒の卦、六五に、「其の徳を恒にして貞し。婦人は吉なり。夫子は凶なり。」とあり、象伝に「婦人は貞しくして吉なりとは、一に従いて而して終わればなり。夫子は義を制す。婦に従えば凶なるなり。」とある。伊藤東涯の『周易経翼通解』には、「此れ柔順を以て其の徳を恒にする者なり。故に云う、其の徳を恒にして貞しと。然れども婦人爲るの道なれば、則ち順を以て正と爲す。固より吉と爲す可し。而して丈夫に在りては、唯だに順を以て正と爲すのみなれば、則ち必ず凶を致す。」という。婦人は妻の意味。一人の夫に柔順で従うのが妻の徳であり、夫は自ら事の正否を決めて妻を従えるべき立場にあるから、婦に従えば凶となるのである。

（2）『礼記』郊特性篇に「壹たび之れと与に齊すれば、終身、改めず。」とあり、鄭玄注に、「齊するとは、牢を共にして而して食らいて尊卑を同じくするを謂う。齊或いは醮と爲す。」と云う。『列女伝』賢明篇の「宋鮑女宋」に、宋の鮑蘇の妻女宋は、姑を敬い養っていたが、夫は、衛に仕えること三年、他に妻を娶つてこれを大切にしていた。兄嫁は、女宋に、あなたは去るべきだと云うが、女

宋は、「婦人、一たび醮すれば改めず。夫死しては嫁せず。」と主張して、主婦としての役割について述べ、舅姑に仕える義務や、夫人七去の教えに照らしても、自分が去らなければならない理由は無いと論じる。梁端は、前引の『礼記』郊特牲篇の文を掲げ、「醮」「齊」は通借であるとする。また、同書「貞順」篇の「蔡人之妻」には、結婚した夫に悪疾が有り、実家の母は娘を改嫁させようとするが、娘は、「人に適くの道、一たび之れと醮すれば、終身改めず。」と主張している。朱彬『礼記訓纂』は、「郊特牲」篇の「壹たび之れと与に齊すれば」について、前引の鄭注に注目し、かつ王引之が『列女伝』の「宋鮑女宋」や「蔡人之妻」で「醮」に作るのを指摘して、『礼記』も古本では、「齊」を「醮」に作っていたのだとするのを引いている。(3)『小学』内篇の明倫に、「王蠋曰わく、忠臣は二君に事えず、烈女は二夫を更めずと。」とある。なお、『史記』田单伝には、王蠋の言葉として、「忠臣は二君に事えず、貞女は二夫を更めず。」とある。

(原文)右、第七十一章、婦道従二而終、豈以存亡改節、夫死不嫁、固其常也、不幸而遭強暴之變、惟有死耳、玉潔水清、可殺不可辱、千載而下、有餘榮焉、若畏死貪生、至于失節、則名雖爲人、實與禽獸無異矣、述守節之德、伊川自此以下十六章、

右、第七十一章。婦道、一に従いて而して終わる。豈に存亡を以て節を改めんや。夫、死して嫁せざるは、固より其の常なり。不幸にして而して強暴の変に遭いては、惟だ死する有るのみ。玉のごとく潔にして水のごとく清なるは、殺す可くも辱むる可からず。千載よ

り而して下りて、余榮有るなり。若し死を畏れ生を貪りて、節を失うに至るなれば、則ち名は人爲りと雖ども、実は禽獸と異なる無きなり(1)。守節の徳を述ぶること、此れ自り以下十六章なり。

#### ◎資料研究

(1)『易経』恒の卦の「一に従いて而して終わる」を引いて婦人貞節の決めことばとする。「守節の徳」として七十一章から八十六章までの十七章を列ねる。劉向『列女伝』貞順篇や節義篇などには、再婚への否定をテーマとするものが多い。

(原文)或問、孀婦、於理似不可取、如何、伊川先生曰、然、凡取、以配身也、若娶失節者以配身、是已失節也、又問、或有孤孀貧窮無托者、可再嫁否、曰只是後世怕寒餓死、故有是說、然餓死事極小、失節事極大、〔孀音霜、取俱去聲、〕 右第七十二章、

或るひと問う。孀婦は、理に於いて取る可からざるに似たり。如何と。伊川先生曰わく、然り。凡そ取ることは、以て身に配せんとするなり。若し節を失する者を娶りて以て身に配するは、是れ已に節を失すればなり。又た問う。或るいは孤孀・貧窮にして托すること無き者有らば、再嫁す可きや否やと。曰わく、只だ是れ後世、寒餓して死するを怖るるが、故に是の説有るなり。然れども餓死は事極めて小、節を失するは事極めて大なりと(1)。(孀は、音霜。取は、俱に去聲。)

右、第七十二章、

#### ◎資料研究

(1)『近思録』卷六家道類に、「問う、孀婦は、理に於いて取る可からざるに似たり。如何と。曰わく、然り。凡そ取ることは、以

て身に配せんとするなり。若し節を失する者を取りて以て身に配するは、是れ己おのれも節を失すればなり。又た問う。或るいは孤孀・貧窮にして託すること無き者有らば、再嫁す可きや否やと。曰わく、只だ是れ後世、寒餓して死するを怕るるが、故に是の説有るなり。

然れども餓死は事極めて小、節を失するは事極めて大なりと。とある。『小学』嘉言第五もこれに同じである。『二程全書』卷二五、『程氏遺書』伊川語八。ただし、異同あり。こちらでは、「伊川先生曰」は「曰」に、「娶」を「取」に、「已」を「己」に、「託」を「託」に作る。

曹大家『女誡』にも「夫に再娶の義有りて、婦に二適の文無し。」という。しかし陳東原『中国婦女生活史』第三章、「漢代的婦女生活」、四、「再嫁的自由」にも指摘するように、漢代においては劉向や班昭は、貞節を鼓吹しているが、この時代は、実際には、貞節に対してそれほど厳格ではなかった。

陳氏は、いくつかの事例を掲げて、具体的に指摘する。すなわち、朱買臣の妻は、離婚して再婚している（『漢書』本伝）し、焦仲卿の妻（『古詩紀』）は、姑に疎まれて実家に帰されて後、太守や県令から嫁することを求められている。再嫁が社会的に全面否定されていない証である。後漢時代には、再嫁の事例はもっと多い。汝南の鄧元義の妻は、姑に気に入られず実家に帰されるが、華仲に再嫁している（『後漢書』応奉伝注）。後に元義は、出世した華仲夫妻を市の路傍で見、この女性は嘗て自分の妻であったが、母が嫌って帰してしまつたと人に語る。再嫁が恥な事であれば、こんな場面は記述されないであろう。また、蔡邕の娘、文姫は、初め衛仲道の妻であつた

が、夫の死後、実家に帰り、後に匈奴の左賢王の妾となり二人の子を産む。十二年後、曹操の計らいで、漢に帰り、董祀の妻となる（『後漢書』本伝）。蔡文姫の「胡笳十八拍」で、残してきた子への母としての哀惜の情を吐露する。文姫が宋明以後の人であつたら、彼女が史伝に記述されることはなかったであろう。この他、『後漢書』列女伝には、再嫁を否定はしない社会的習慣が存在したことを想定できる事例としては、荀爽の娘、采は十七才で陰瑜の妻になり一女を生んで夫が死ぬ。後に、妻を喪つた同郡の郭奕に、父爽は娘を嫁がせようとする。娘は嫁ぐことを願わず自殺して節烈の名を成すのであるが、父は改嫁を非とはしていないし、郭奕も再醮の婦を娶ることを恥とはしていない。桓鸞の娘は劉長卿に嫁いで一男を生んで夫が死ぬ。娘は実家に帰れば再嫁させられる懸念があると考え、子を養育して夫の家に止まる。十年後、子が死ぬと再嫁を免れぬと思い、己の鼻を切つて改嫁拒否の意思を表明する。これは、当時において改嫁を迫られる可能性が存在したことを物語っているであろう。十年間、寡婦を守つても、なお改嫁を迫る人が有るということは、この社会が守節を重んじなかつた証である。また、呂栄は許升到嫁するが、夫の操行が修まらないのを夫の父は怒り、栄を他家へ改嫁させようとする。栄はこれを拒絶する。このことは、実は、夫が死亡しないでも、やはり改嫁が可能であつたことを伺わせる。また、皇帝の娘の場合にも、皇帝は再嫁を容認した場面がある。漢の武帝の姉である陶館公主は寡居して董偃を寵愛し、死後は合葬された。昭帝の姉である安邑蓋公主は丁外人と私通したが、帝と霍光はこれを公主に侍らせた。『後漢書』宋弘伝に、光武帝の姉湖陽公主が寡と

なつて、帝が朝臣の内、姉の氣に入る者が宋弘であるらしいと知つて、公主を屏風の後ろに居らせて、宋弘を召し出して聞く、「諺に、富んだら交わりを易え、貴くなれば妻を易えるというが、これが人の氣持ちというものだろうね。」と。宋弘は「貧賤の時の交わりは忘れてはならぬ。糟糠の妻は堂より下さぬものと考えます。」と答えた。そこで帝は、公主に、「想いは叶わぬようだね。」と云つたという。これらの事実から、陳氏は、漢代は、貞節觀念が寛容から厳格に移りゆく時代で、女性の人格もまだ礼教に完全規制をされず、男性の女性觀も必ずしも固執的ではなかつたとする。そして、『後漢書』黄昌伝を紹介する。黄昌夫人がかつて賊の虜となり流転して蜀に入り、人妻となつた。後に、黄昌は蜀郡の太守になり、偶然にもとの妻に出会つた。抱き合つて泣き悲しみ、また夫婦となつた。その時、妻は別の人の子を生んでいたが、昌は彼女を妻としたという。陳氏は、漢代の男性の度量を示す話であり、この時代に再嫁が自由であつたことを伺わせるものであるとする。

陳氏は、女性の貞節觀についての大きな変転は宋代に起こるといふ。第六章、「宋代的婦女生活」において、氏は、宋代の女性觀を三期に分ける。宋初から五十年間を第一期とし、邵雍（康節）以前の諸人、例えば、范仲淹は、女性の貞節觀念に対しては寛大で、再嫁を否定していない。胡瑗は、比較的厳格であるが人の情を大切にするとある。

第二期には、司馬光・王安石などがある。女性の貞節觀に固執するところは明確でなく、第三期に比べると、比較的寛大といえる。司馬光には『家範』が有る。「夫妻は義を以て合し、義絶ゆれば則ち離る。」・「夫は天なり。妻は地なり。夫は日なり妻は月なり。……故に婦は専ら柔順を以て徳と爲し、強弁を以て美と爲さざるなり。」と論じ、男尊女卑の差別觀念は旧態然としてゐる。王安石の貞節觀は比較的寛大である。安石の次子は生まれつき精神的な病が有り、龐氏の女を妻に迎えるが、生まれた子が自分に似ていないと思ひこんで、これを殺そうと百計を巡らして精神錯乱に陥り、妻とは争いが絶えない。父安石は、行く末を心配して、嫁の無実を念じつつ悪口を蒙ることになるのを恐れて、婿を選んで嫁がせてやる。

張横渠・周濂溪を過ぎて、二程の時代になると、貞節觀念が厳格となる。『近思録』での「或問」に、伊川は再嫁を否定し、例え婦に頼る者が無く、餓死するおそれがあるうとも、再嫁が節度を失する事の重大であるに比して、事は極めて小るとする。程子の見解は更に厳しく、男子は妻を出すことを是認する。『性理大全』によれば、妻を出すことの是非についての質問に、妻が賢でなければ出すことに何の害も無い。子思でも妻を出したこと（『礼記』壇弓上・『孔子家語』後序）がある。程子は、女性には再嫁を否定し、男性には離婚を是認するという考え方を明確にした。

ただし、『性理大全』によれば、男性の再娶を否定している。すなわち、再娶はすべて理に合しないかの質問に対し、答える。大夫以上は、再娶の理は無い。そもそも人が夫婦となるとき、一方が先に死ねば、再娶あるいは再嫁するという約束をするだろうか、死ぬまで夫婦であることを約束するのだ。ただし大夫より以下の身分の者には、再嫁せざるを得ない場合がある。姑に奉公し家の内を取り仕切る者が居なければならぬからだ。大夫以上には嬪妃が有るか

ら、再嫁は許されないのだ。と云う。

これらの見解から、妾が有る者は再嫁できぬこと、妻が死して再嫁が許されるのは、再嫁の目的が、姑に奉公し内事を主り先祖の祭りを必要とするからである。孀婦が再嫁できないという見方とともに、これらは宗法の家族概念と同じ観点に出るものである。朱子も陳師中の妹婿が死去したとき、手紙で女子の貞節が人倫の美事であることを述べ、伊川の、「餓死は事小であり、失節は事大である」を引いている。

程朱の唱導により、宋代は、婦女生活への規制の変転時代となった。鄭綺の子孫は宋代から元代まで十世同居した。六世の孫、太和は、『家規』五十八則を立て、七世の孫、鉉が二規を作り、八世の孫、濤が三規を作り、共に一百六十八則伝わる（『鄭氏家範』）。文言には、宋儒の婦女觀念に強く影響されたものが多い。例えば、「子孫で、妻子の有る者は側室を置くことはいけない。上下の文を乱すので、違う者は責めが有る。もし四十で子の無い者には、一人置くことを許すが、公堂に坐することはできない。」・「婦人は、……舅姑に奉ずるに孝を以てし、丈夫に事えるには礼を以てし、姉姒に待するには和を以てする。理由無く中門を出てはならず、夜行くときは燭を持ち、無ければ止めなければならぬ。もし淫乱ならば退けずて、嫉妬やお喋りなら、姑が窘めるが、聴かなければ責め、責めても直らなければ、これを追放する。」など、女性への一方的な禁止・束縛条項が列ねられる。

陳願遠『中国婚姻史』第六章、婚姻消滅の「再婚問題」でも、ほぼ同様の指摘をする。そして、程朱が夫死して後嫁せずの説を提示

して後、世俗は再嫁を奇恥とするようになったとし、清の王相の母が『女範捷録』貞烈篇において、「忠臣は両国に事えず、烈女は二夫を更えない。だから、一たび醜すれば、終身移さない。男性は再婚できるが、女性には再適はない。」を見て明らかであるとする。

また、毛奇齡（『禁室女守志殉死文』）は、室女が「守志殉死」を主張しないまでも、結婚した女性としては『女範捷録』のような在り方が自然であるとす。ただし、俞正燮（『節婦説』）が、「再嫁した者は非難すべきではない。再嫁しなかつた者には敬意を払うべきだ。」と云うのは穏当な考え方であると紹介する。また政府の奨励対応としては、元から明清まで、封爵の典は、夫が死して改嫁の婦人にはおよばなかつた。明の洪武元年、三十以前で寡婦となり、夫の死後家を守護し、五十以後でもこれを貫いた者には、門閭に旌表し、家の差役を免除した。清代にも、節婦・貞女に旌表した。しかし現実には志通りには成りがたく、名のために人生を軽んじなければならぬ人も沢山いたと論じる。

また、夫の死後に嫁せずの觀念は、宋代以前はあまり重く実践されているとは云えない。「節を失う事の重大」を主張した程伊川でさえも、その甥女・姪婦ともに改嫁しており、当時は現実には世俗の風を完全変転というわけにはいかなかった。朱子の提唱以後、元から明・清にかけて、再嫁を恥とする風習ができあがっていったようである。『明史』列女伝に見える「孫義婦」は、夫が死に、息子を育てて兄の娘と結婚させたが、子が二人生まれ息子は死んでしまった。姑婦の生活苦を見かねた尚書の蹇義というものが、どうして再婚しないのかと詰問したところ、「餓死の事は小、失節の事

は大。」と答えたという。また、張維は結婚後死ぬ。その婦は再婚しないことを誓った。舅姑は「私たちは古い先短い、あなたは先が永い。なにを頼りに生きるの。」と尋ねるが、「恥辱は事が重く、餓死の方がましです。」と答えたという。程朱の学説が人の精神を毒し、数々の悲惨な事実を生み出したのであると論じている。

◎『典故列女伝』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」二語、杜盡後人、托詞、改嫁之口、真有關世道之言

二語、後人を杜たごぎ尽くす。托の詞、改嫁の口、真に世道に関わるの言有り。

これも、「餓死は事極めて小、節を失するは事極めて大なり。」が世人に与えた影響の深刻さを指摘したものであろう。

○第七十三章「衛共姜」

衛の共姜は、世子共伯の妻で、共伯が蚤死した。父母は再婚させようとするが拒否。「柏舟」の詩を作って意志の表明をした。

◎資料研究

劉向『列女伝』貞順篇に、再嫁を拒否する「衛寡夫人」（「寡」は「宣」の誤りという指摘有り、拙著『劉向「列女伝」の研究』頁466参照）

の伝記が有り、これには、『詩経』邶風の「柏舟」を引く。ここに引く「柏舟」は邶風に見える。『毛詩』の「柏舟」の序文には、「共姜、自ら誓うなり。衛の世子、蚤く死し、其の妻、義を守る。父母、奪って而して之れを嫁せんと欲す。誓って而して許さず。故に是の詩を作って、以て之れを絶つ。」とある。劉向は、『毛詩』の共姜

を『列女伝』に立伝していない。『女学』は、『毛詩』の共姜に依っている。温公『家範』卷八妻上には、「共伯妻」の略伝を載せる。

呂坤『閨範』卷三「婦人之道」に、「共世子妻」があり、呂氏は邶風の「柏舟」を結びつけ、次のように評論する。「一に従うは妻の道なり。志を守って夫を更えざるは中道なり。自殺して以て殉ずるは、則ち賢者の過ちなるのみ。余、故に共姜を表して以て嫠婦の法となす。」という。なお、『閨範』はこの伝の後に、「衛宣夫人」を載せる。『絵図列女伝』卷一には、「衛宣夫人」を載せ、「衛共姜」は載せない。『古今女範』は、卷三貞女に、「衛共伯妻」・「衛宣夫人」を列ねる。解縉『古今列女伝』には卷二に「衛宣夫人」を載せる。

○第七十四章「陶嬰」

陶嬰は、魯の陶明の娘で、年若く夫に先立たれた。力添えする兄弟もなく、糸紡ぎして生計を立て、幼子を育てた。魯国の人で、この女性の生き方と心掛けに感動して、結婚したいと願う者が出てきた。陶嬰は断り切れない現実直面して、再婚をしない固い決意を歌に託して表明した。内容は、「悲しきかな黄鶯の蚤に寡たる。七年 双せず、宛頸して独り宿ね、衆と同せず。夜半 悲しみ鳴きて、其の故雄を想う、天命ありて蚤に寡たり。独り宿ねすること何ぞ傷まんや。寡婦 此れを念いて、泣 下ること数行。嗚呼 哀しいかな。死者、忘る可からざる。飛鳥すら尚お然り、況んや貞良なるに于いておや。賢雄有りと雖も、終にうけいれ行せす。」というものであった。人々はこれを聞いて、求婚を断念した。陶嬰は、一

生意志を貫いたという。

◎資料研究

劉向『列女伝』貞順篇に「魯寡陶嬰」が有り、これによると思われるが、異同部分も有る。「雖有賢雄兮、終不重行」とする。詳細については拙著『劉向「列女伝」の研究』頁509～514を参照。なお、『閨範』・『評林古今列女伝』にはこの伝記を載せず、『絵図列女伝』巻二には載せ、劉向『列女伝』と同じである。

○第七十五章「貞姫」

貞姫は、白公勝の妻である。白公の死後、姫は紡績して嫁がなかつた。呉王が、貞姫の美貌と行いの噂を聞き付け、大夫に膨大な贈り物を届けさせて、夫人として招こうとするが、姫は、夫の墳墓を守って生涯を終えたいとし、「金璧の聘、夫人の位、聞する所に非ざるなり。且つ夫れ義を棄てて欲に従う者は、汗なり。利を見て死を忘るる者は、貪なり。貪汗の人なるを、王、何を以てか為さんや、妾、聞く、忠臣、人に借すに力を以てせず。貞女、人に仮すに色を以てせずと。豈に独り生に事うるに此くの若くするのみならんや、死者に於てするにも亦た然り。妾、既に仁ならざれば、従い死する能わず。今、又た去りて而して嫁するは、太甚ならずや。」と釈明して招きを断る。呉王は、貞姫と号してその節義を賢と称えたという。

◎資料研究

劉向『列女伝』貞順篇に「楚白貞姫」を載せる。『閨範』は載せ

ないが、『絵図列女伝』巻三、『評林古今列女伝』巻六貞順、『古今女範』巻三貞女などには、伝記部分は、劉向『列女伝』に従って載せる。『女学』でも、伝記内容は略同様と云えるが、劉向『列女伝』の「大夫幣を致す。白の妻辞して曰わく、白公、生ける時、妾、幸に後宮に充てられ箕帚を執り衣履を掌り、枕席を払い、托せられて姫匹と為るを得たり云々」を、「大夫幣を致す。姫、辞して曰わく、白公、生ける時、幸に後宮に充てらるるを得たり云々」とまとめ改めるなど、所々に用語の異なる点がある。藍鼎元は独自にまとめている。なお、「楚白貞姫」伝記に関する問題点は、拙著『劉向「列女伝」の研究』頁499～502を参照されたい。

◎『典故列女伝』頭注部分

「内閣文庫」本、頭注部分に、  
 「原文」勝爲亂於楚、敗而自縊宜矣、乃得一石乞死義之臣、又得一貞姫主節之婦、何其幸歟  
 勝、乱を為すこと楚に於いてし、敗れて而して自ら縊れたるは宜なり。乃ち一の石乞死義の臣を得、又た一の貞姫主節の婦を得たり、何ぞ其れ幸なるか。  
 とある。

○第七十六章「梁の寡婦高行」・「劉長卿の妻」・「曹文叔の妻」・「魏浦の妻」・「衛敬瑜の妻」

○「梁の寡婦高行」

梁に寡婦があり、美人で品行も立派であった。夫が死んで独身を通していたが、梁の貴人は争ってこの人を娶ろうと望んだ。だが、

誰も成功しなかった。梁王がこれを聞き付け、大臣を使者として招き寄せようとした。婦人は、「婦人としての義理は、結婚したら一生これを貫いて貞節を全うすること。死んだ人を忘れて生きた人自身を託し、高貴の身分に憧れて貧賤を蔑んだり、正義を捨てて利得に従うようなことをすれば、人でなしです。」と云って、自ら刀で鼻を切りそぎ、「こんなに醜くなつては、王様も私を望まればなさらないでしょう。死ねば良いものを、そうしないのは幼子を孤児にできないからです。」と述べた。大臣からこの報せを受けた王は感動して、咎め無しとし、「高行」の称号を与えたという。

○「劉長卿の妻」

桓鸞の娘で、男子一人を生んで、早くに夫は死ぬ。桓氏は生家に帰らなかつた。子は十五才で夭折する。桓氏は、再婚を断れない立場になつたと思ひ、耳を切り落として、再婚拒否の意思表示をした。本家の女たちは涙を垂れて哀れがり、そんなことまでしなくても再婚強要を避ける道は有るはずだろうにと云う。これに対して、桓氏は、「私の先祖の五更（桓榮）さまは儒学を究め帝の師になられた人で、代々、男性は忠孝、女性は貞順を大切にしてきた家柄です。先祖を辱めることなきよう、すすんで体を不具にして意志を明確にしたのです。」と云う。

○「曹文叔の妻」

曹爽の従弟である曹文叔の妻は、譙郡の夏侯文寧の娘で、名は令女である。文叔は若死にして服喪を終えた。令女は自分が年も若く子も無いので、実家から再婚させられるだろうと恐れて、断髪して再婚拒否の証とした。その後実家で再婚させようとしていることを

聞いて、令女はまた両耳を切断した。曹爽を頼みとして生活していたが、爽が誅殺され曹氏が没落して、令女は曹氏から強制的に連れ帰される。父文寧は娘の境遇を哀れみ、行く末を案じて、将来のことも考えて頑なな気持ちは改めるように、人を通して説得する。娘は恭順の意向を伝え、しばらくの猶予を依頼して、そつと寝室に入つて鼻を切断し、被り物をして臥した。その後母が語りかけても返事が無いので、被り物を開いて血の海に居る娘を発見し、家中大騒ぎとなる。人は何でそんなにまで己を苦しめなければならぬかと云う、これに対して令女は、「仁者は、盛衰によつて節を改めず、義者は、存亡によつて心を易えないもの。曹氏の勢いが盛のままであつても、私は節を全うする決意だつた。今、曹氏が衰亡したのにどうしてこれを棄てられようか。禽獣の行いをするつもりは無い。」と答えた。

○「魏浦の妻」

魏浦の妻、房氏は、十六才で、夫が病で死に瀕して遺言する。「死ぬことは仕方ないのだが、母が老い家は貧乏で子どもは幼い、これだけが心残りだ。」と。葬儀において房氏は、耳を切つて夫の棺に投げ入れる。姑が、哀れみ恐れて泣きながら訳を聞くと、「再婚をしない決意を示してあの世の夫を慰めたのです。」と云う。

○「衛敬瑜の妻」

衛敬瑜の妻、王氏は、十六才で夫が死ぬ。再婚させようとする両親・舅姑に対して、王氏は耳を切つて盤の中に置いて、再婚しない決意の証とした。住んでいる家に燕が来て巢を作つたが雄の方が死んでしまった。しかし雌は飛び去ることなく、王氏に懐いた。感動



した王氏は、燕の足に目印の彩糸を結び付けた。次の年も彩糸を付けた燕はやつて来た。王氏は、夫への義を貫いて独身を全うする燕を称える詩を作った。

○論曰

(原文) 論曰、此皆自刑耳鼻、惟恐不得全其節者也、令女爲父母所迫、乃自刑至再、倘迫之不已、則有死耳、禽獸之行、所不忍爲、是數人者同也、〔已音以、行去聲〕 右第七十六章

論じて曰わく、此れ皆な自ら耳鼻を刑するは、惟だ其の節を全うし得ざるを恐るる者なればなり。令女は、父母の迫る所と爲りて、乃ち自ら刑すること再に至る。倘お之れに迫りて已まざれば、則ち死する有るのみ。禽獸の行い、爲すに忍びざる所なり。是れ数人の者、同じきなり。〔已は音以。行は去聲。〕 右、第七十六章

○資料研究

ここに列挙する「梁の寡婦高行」・「劉長卿の妻」・「曹文叔の妻」・「魏浦の妻」・「衛敬瑜の妻」などは、いずれも夫に先立たれた妻が、「一たび往きて改めず」、または第七十一章の「婦道、一に従いて終わる。……夫死して嫁せず。」の精神を表明し、またこれを貫くために、髪や耳や鼻を切断して、再婚拒否の意思を明確にしたものである。

「梁の寡婦高行」の伝は、劉向『列女伝』貞順篇に見える。伝記を巡る問題点については、拙著『劉向「列女伝」の研究』頁515～519を参照されたい。なお、この話の衝撃的な内容は、儒教社会の女性の貞節観念を語る上で強烈な効果を持つ故に、後世においてもしばしば注目される。後漢時代の「武梁祠画像石」にも、王の招聘を伝

える使者に対して、鼻を切断して王の求婚を拒否表明する高行の姿が刻されている。温公『家範』卷八妻上に「梁寡婦高行」を載せ、呂坤『閨範』卷三婦人之道にも、「梁寡割鼻」を載せる。汪氏『繪列女伝』卷五にも載せ、『評林古今列女伝』卷六貞順、『古今女範』卷三貞女にもそれぞれ収録する。

「劉長卿の妻」の伝記は、『後漢書』列女伝に見える。この伝記の問題点や、貞節への視点については拙著『儒教社会と母性』第七章を参照されたい。なお、温公『家範』卷八妻上に、「沛劉長卿妻」が見え、呂坤『閨範』卷三婦人之道にも、「行義桓嫠」として載せ、汪氏『繪列女伝』卷六にも、「劉長卿妻」を載せる。

「曹文叔の妻」の伝記は、『三国志』魏書、卷九、諸夏侯曹伝中の何晏伝に付する裴松之注引『皇甫謐列女伝』に見える。『女学』も、これと一・二の字の異同が有るのみである。

なお、拙著『儒教社会と母性』研究編第七章の(IV)「妻の貞節と夫の孝」に、この伝と関連する諸伝を掲げ、妻の貞節や再婚拒否について論じる。温公『家範』卷八妻上に、「魏大將軍曹爽從弟文叔妻」が見え、呂坤『閨範』卷三婦人之道にも、「令女毀形」を取り上げる。汪氏『繪列女伝』卷六には、「夏侯令女」を掲げ、『古今女範』卷三貞女に「曹文叔妻」を載せる。

「魏浦の妻」の伝記は、『魏書』列伝第八十列女、『北史』列伝第七十九に、「魏溥妻房氏」として載せられる。また、温公『家範』卷八妻上に、「後魏鉅鹿魏溥妻房氏」、呂坤『閨範』卷三婦人之道に、「房氏截耳」、汪氏『繪列女伝』卷五に、「魏溥妻」、『評林古今列女伝』卷六貞順、『古今女範』卷三貞女に、「魏溥之妻」とし

て、それぞれ載せられている。いずれも「魏溥」に作るが、『女学』は「魏浦」に作る。

「衛敬瑜の妻」の伝記は、『南史』列伝六十四孝義下に、「霸城王整の姉、嫁して衛敬瑜の妻と為る云々」とあり、汪氏『絵図列女伝』巻七に、「衛敬瑜妻」が載せられる。

「論」では、再婚拒否のために身を傷つけ死ぬことさえも辞さない女性の厳しい覚悟に注目する。禽獸に成り下がらない人間女性の生き様であるとする。

この評論は、第七十一章の著者の「述論」にも関連するし、次の『典故列女伝』頭注部分の観点に関連して指摘するが、「曹文叔の妻」の「禽獸の行い、吾、豈に為さんや。」を強く意識したものである。女性の貞節観念と厳しい自覚を、儒教精神で整えまとめあげた、いわば決め言葉とできるのである。批判する人は、非人間的な封建思想で、これこそ女性の人間性が認められなかった明証と指摘するであろう。しかし、女性だけではない、このような女性と共に生きた時代の男性も、実はその時代と社会に相応の厳しい自己規制を持つ決意無しには生きられなかったことも考え合わせなければなるまい。どのような時代や社会環境に生きていようと、社会規範を視野に入れた自己規制と責任自覚無しに人生を建設することはできないであろう。

◎『典故列女伝』頭注部分（論に関連）

「内閣文庫」本、頭注部分に、

「原文」此等語、最足動婦女之聽、○見理明確、鮮不為其所惑」とある。これは、「曹文叔の妻」の文中の「或るひと之れに謂いて曰

わく、人、世間に生きること、輕塵の弱草に棲めるが如し。何ぞ辛苦すること乃ち爾かのごとくなるや。且つ夫家、夷滅して已に尽きたり。此れを守りて誰が為めにせんと欲するやと。令女曰わく、聞くならく、仁者は盛衰を以て節を改めず。義者は存亡を以て心を易えずと。曹氏、前盛の時にすら、尚お終わりを保たんと欲す。況や今、衰亡、何ぞ之れを棄つるに忍びんや。禽獸の行い、吾、豈に為さんやと。」  
に対して加えられた評論であるうと思われる。

「○」の部分は、文字不鮮明であるが、「曉星樵人復校重刊」本などと照合すると、「非」字とすべきであるようだ。

一応、次のように読んでおく。「此れ等の語、最も婦女の聽を動かすに足るも、見理明確に非ざれば、其の惑う所と為らざること鮮なし。」

女性が堅持するよう、教導された古来の厳しい結婚自覚を、単に賞賛するのではなく、しっかりと信託と自覚がなければ大きな惑いともなるとの警告を発していることと読める。これら頭注部分には、所々、古来の女性観を、やや異なる視点で評論する姿勢が感じられる部分が見られる。例えば、前第七十二章に付せられた頭注にも、ややこの傾向が見られた。